瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則(昭和四十八年総理府令第六十一号)

(傍線の部分は改正部分)

	て非出水の非出の方去こ変更がなハ場合こ限る。って、既存の排水口を引き続き使用するときは、当該排水口につい
	ロ 排水口の使用の全部又は一部を廃止すること(この場合におい
	イが前号イに掲げること。
	三次のいずれにも該当すること。
	ロー前号ハに掲げること。
	通常の量及び最大の量が増大しないこと。
	る。) の通常の値及び最大の値並びに当該排出水の一日当たりの
	排出水に係る排水基準が定められている事項に関するものに限
	る排出水の汚染状態(当該特定施設を設置する工場又は事業場の
	いて当該特定施設を設置する工場又は事業場の各排水口におけ
	イ 特定施設の使用時 (汚水等の処理施設の使用時を含む。) にお
	二次のいずれにも該当すること。
	む。以下本条において同じ。) に変更がないこと。
に変更がないこと。	八 排出水の排出の方法 (排水口の位置及び数並びに排出先を含
三 排出水の排出の方法(排水口の位置及び数並びに排出先を含む。)	係るものに限る。) が増大しないこと。
限る。) が増大しないこと。	汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量(処理後の汚水等に
一日当たりの通常の量及び最大の量(処理後の汚水等に係るものに	事項に関するものに限る。) の通常の値及び最大の値並びに当該
関するものに限る。) の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の	する工場又は事業場の排出水に係る排水基準が定められている
工場又は事業場の排出水に係る排水基準が定められている事項に	よる処理前及び処理後の汚水等の汚染状態(当該特定施設を設置
る処理前及び処理後の汚水等の汚染状態(当該特定施設を設置する	ロ 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設に
二 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設によ	場合に限る。)。
<b>వ</b> ° )°	量及び最大の量が増大しないこと(処理施設により処理されない
大の量が増大しないこと (処理施設により処理されない場合に限	通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の
値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の量及び最	に係る排水基準が定められている事項に関するものに限る。) の
る排水基準が定められている事項に関するものに限る。) の通常の	等の汚染状態(当該特定施設を設置する工場又は事業場の排出水
の汚染状態(当該特定施設を設置する工場又は事業場の排出水に係	イ 特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等	一次のいずれにも該当すること。
が次の各号に該当する場合とする。	請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とする。
	環境省令で定める場合は、同条第一
へ 事前平画等を要しより易合し	へ 事前平価等を要しな 1 場合)
現行	改正案
( - 17 ) ( - 18 ( - 18 ) ) ( - 18 ) ( -	